

議案第 4 号

専決処分について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定により、
つぎのとおり専決したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求
める。

1 令和 2 年度琴浦町下水道事業特別会計補正予算(第 5 号)

令和 3 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 3 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

令和2年度琴浦町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

令和 3 年 2 月 1 0 日

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和２年度琴浦町下水道事業特別会計補正予算（第５号）

令和２年度琴浦町下水道事業特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，０９６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，３０１，４８２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表

繰越明許費」による。

令和 3 年 2 月 10 日 専 決

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

下 水 (単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 諸収入		4,666	8,096	12,762
	1. 雑入	4,666	8,096	12,762
歳 入	合 計	1,293,386	8,096	1,301,482

歳 出

下 水 （単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道費		886,070	8,096	894,166
	1. 下水道費	886,070	8,096	894,166
歳 出	合 計	1,293,386	8,096	1,301,482

第 2 表 繰 越 明 許 費

下 水 (単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1. 下水道費	1. 下水道費	下水道維持管理費（東伯処理区） 浄化センター落雷故障機器修繕工事	8,096
合計			8,096

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

下水 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6. 諸収入	4,666	8,096	12,762
歳入合計	1,293,386	8,096	1,301,482

(歳 出)

下 水 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 下水道費	886,070	8,096	894,166				8,096
歳 出 合 計	1,293,386	8,096	1,301,482				8,096

2. 歳 入

(款) 6. 諸収入 (項) 1. 雑入 下 水 (単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 雑入	4,665	8,096	12,761	1. 雑入	8,096	全国町村会共済金 8,096
計	4,666	8,096	12,762			

3. 歳 出

(款) 1. 下水道費 (項) 1. 下水道費 下 水 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2. 下水道維持 管理費	119,703	8,096	127,799				8,096	10. 需用費	8,096	修繕料 8,096
計	886,070	8,096	894,166				8,096			